

JAMの主張

労働者を代表し者たちへ

「田中ひさや必勝」は、政策実現力の復元

機関紙JAM 2018年9月25日発行 第236号

働き方改革関連法（2018年7月6日公布）が第196通常国会で、高度プロフェッショナル制度を残したまま成立し、一部を除き2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日、中小企業の割増率猶予の廃止2023年4月1日、同一労働同一賃金2020年4月1日、中小企業の同一労働同一賃金2021年4月1日）から施行される。

しかし、同法の成立には47項目の附帯決議が付された。附帯決議は、政府が法律を執行するに当たっての留意事項を示したもので、法の趣旨に沿った運用や実効性を高めるべく、労働政策審議会労働条件分科会の審議を経て、関係省令・告示等が策定され、法が公布される仕組みである。多くの附帯決議が付された理由は、働く者の視点に立った働き方改革関連法とは言えず、使用者の視点に立った部分が多分に含まれており、細部に及ぶ補強が必要であったからだ。

JAMは、今回の附帯決議に関して「JAM附帯決議案」を策定し、連合やJAMものづくり国会議員懇談会への要請を実施した。この「JAM附帯決議案」から多くの項目が反映されたことは大きな成果である。

また、労働政策審議会労働条件分科会の附帯決議47項目を受けた省令・告示の策定協議でも、労働者委員として、労働者の権利保護や法の実効性に関して課題提起と補強要請を繰り返して主張し、労働組合の意見を反映した省令・告示を取り纏めてきた。

今後は、働き方改革関連法施行日までに丁寧な労使協議を重ね、「36協定・特別条項の適正化」「年次有給休暇の指定付与」「同一労働同一賃金の整備」等の法対応を進める必要がある。ほとんどの場合、われわれは各企業（事業場）内における労働者代表であり「労働者の利益を代表する者」との自覚の下、すべての労働者の観点で公平・公正に取り組まなければ、労働組合に未来は無いだろう。

更には、組織内国会議員を失っているJAMにとって、来夏の参院選「田中ひさや必勝」は、政策実現力の復元へ欠かすことができず、実現できなければJAMにも未来は無いだろう。

副書記長 川野英樹